

ウ 図書館調査票

○ 資料の状況

【変更の概要】

調査対象施設の資料の状況を把握する調査項目において、現行では「図書の日本10進分類等別冊数」について図書の総冊数に占める比率を把握しているところ、「冊数」を把握するよう改める。

また、当該調査項目のうち「録音図書等の保有数」の区分に「大活字本（冊）」を、また、「利用可能な電子書籍の冊数（冊）」を把握するための項目を追加する。

変 更 案		現 行	
図書の総冊数(冊)		図書の総冊数(冊)	
0 総記		0 総記	
1 哲学		1 哲学	
2 歴史		2 歴史	
3 社会科学		3 社会科学	
4 自然科学		4 自然科学	
5 工学・技術		5 工学・技術	
6 産業		6 産業	
7 芸術		7 芸術	
8 語学		8 語学	
9 文学		9 文学	
他の部類		他の部類	
未整理		未整理	
図書の日本10進分類等別冊数		図書の日本10進分類等別冊数の構成比(%、小数点以下四捨五入)	
洋 書(総冊数の再掲, 冊)		洋 書(総冊数の再掲, 冊)	
児童用図書(総冊数の再掲, 冊)		児童用図書(総冊数の再掲, 冊)	
開架式図書(総冊数の再掲, 冊)		開架式図書(総冊数の再掲, 冊)	
平成26年度間の図書の受入冊数(冊)		平成22年度間の図書の受入冊数(冊)	
雑誌の保有数(種)		雑誌の保有数(種)	
映画フィルム(本)		映画フィルム(本)	
スライドフィルム(組)		スライドフィルム(組)	
レコード(枚)		レコード(枚)	
録音テープ(本)		録音テープ(本)	
コンパクトディスク(枚)		コンパクトディスク(枚)	
ビデオテープ(本)		ビデオテープ(本)	
ビデオディスク(枚)		ビデオディスク(枚)	
その他		その他	
録音図書等の保有数		録音図書等の保有数	
録音図書(本)		録音図書(本)	
点字図書等(冊)		点字図書等(冊)	
大活字本(冊)			
利用可能な電子書籍の冊数(冊)			

[新旧対照表：IV－2 ページ]

【審査結果】

i) 図書の日本10進分類等別冊数の把握方法の変更

本件変更は、従来、図書の分野別冊数については、日本10進分類等別冊数^(注)の構成比により把握することとしてきたが、冊数を記入する方が、報告が容易であるとの報告者(都

道府県)からの意見が寄せられていることを踏まえ、今後は、冊数を把握することに改めるものである。

これについては、報告者負担の軽減が図られるものであることから、適当であると考えられる。

(注) 日本10進分類法 (Nippon Decimal Classification: NDC) は、図書館に備える資料を的確に利用者に届けるためのツールとして、公益社団法人日本図書館協会が提供と維持を行っているものであり、本調査の図書館調査票に掲げられている「0 総記」から「9 文学」までの10項目が、この分類法にのっとったものである。

ii) 録音図書等の保有数について「大活字本(冊)」の区分を追加

本件変更は、障害者や高齢者への対応状況を把握するため、録音図書等の保有数に係る区分として従来の「録音図書(本)」及び「点字図書等(冊)」に加え、「大活字本(冊)」を追加するものである。

これについては、図書館における大活字本、拡大読書器等の整備、対面朗読サービスなどを含めたきめ細かなサービスへのニーズが高まってきており、これらに取り組む図書館が増えてきていると考えられるため、本調査項目により得られるデータは、障害者や高齢者が図書にアクセスできる環境の整備方策に関する今後の検討に資するものであることから、適当であると考えられる。

(注) 図書館における拡大読書器等の整備や対面朗読サービスの状況に関しては、これまでも、図書館調査票の調査事項のうち「12(6)施設・設備の有無」において、「対面朗読室」や「拡大読書器・拡大鏡」の有無を把握してきている。

iii) 「利用可能な電子書籍の冊数(冊)」の新規把握

本件変更は、近年の情報通信技術の進展により、電子書籍の出版が増えてきていることに伴い、電子書籍の貸出等に取り組む図書館も増加してきていること^(注)から、電子書籍の整備状況を把握するため、新たな調査項目として「利用可能な電子書籍の冊数(冊)」を追加するものである。

これについては、電子書籍の普及状況を把握することにより、例えば「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、図書館の扱う資料に「電子書籍」を明確化するなど、地方公共団体における電子書籍の整備に資するものであることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

〈確認事項〉

本調査では、「電子書籍」については、どのような定義の下で把握するのか。報告者が、報告すべき内容を明確に判断することが可能なものとなっているか。

(注) 「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月国民の読書推進に関する協力者会議)において、「国民読書年」の平成22年は、我が国における「電子書籍元年」ともいわれ、紙媒体の本と併せて、また単独で、電子書籍の出版が次々に行われ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。(略)このような中、まだ数は少ないものの、図書館の中にも電子書籍の貸出に取り組む館や、地域資料等のデジタル・アーカイブ化に積極的に取り組む館も出てきている」とされている。